

山形県認知症施策推進計画案

目次

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 新しい認知症観	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 県の推進体制	3

第2章 認知症高齢者の現状と将来推計

1 高齢者数と高齢化率の推移	4
2 認知症高齢者の将来推計	6

第3章 基本目標及び施策体系

1 計画の基本目標	7
2 施策の柱	7

第4章 認知症の正しい理解の推進

1 認知症に対する正しい知識の普及促進	8
2 認知症予防の推進	11
3 相談体制の充実強化	13

第5章 医療と介護分野の対応力強化

1 早期診断のための医療提供体制の整備	16
2 重症化予防のための介護提供体制の整備	19
3 保健医療福祉の有機的な連携の確保	21

第6章 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり

1 認知症の人の社会参加の推進	23
2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	25
3 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	28

第7章 山形県認知症施策推進計画の目標指標

参考 用語集	32
--------	----

第Ⅰ章 基本的事項

I 計画策定の趣旨

本県では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年まで後期高齢者の増加が顕著であり、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて高齢者数の増加が続く見込みとなっています。また、高齢者の単身世帯の割合が高く、今後も増加することが見込まれるとともに、令和7年における本県の認知症高齢者数は、約4.8万人と推計され、軽度認知障害(MCI)*の高齢者数の推計約5.5万人と合わせると10万人を超えます。これは、本県高齢者の約3人に1人が認知症又はその予備軍とも言える状況となっています。

令和5年6月には、認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会(共生社会)の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「基本法」という。)が成立し、令和6年1月1日から施行となりました。基本法では、政府が策定する認知症施策推進基本計画*を基本とする都道府県認知症施策推進計画を策定することが、都道府県の努力義務とされています。

このため、本県の現状及び課題から県がめざす基本的な政策目標を定め、その実現のための認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、これまでの認知症施策の具体的な行動計画である「山形県認知症施策推進行動計画」の後継計画となる「山形県認知症施策推進計画」を策定することとしました。

2 新しい認知症観

政府が策定した「認知症施策推進基本計画*」では、「新しい認知症観」が示されました。「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

認知症の人を含めた県民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意志によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創りあげていく必要があります。

*:卷末の参考【用語集】に、50音順に語句の意味を説明しています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向かって、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人**として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営む**ことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び**社会のあらゆる分野における活動に参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営む**ことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く**国民が享受できる環境**を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する**責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上**又は**財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

3 計画の位置づけ

本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、基本法)第 12 条第1項の規定に基づく都道府県認知症施策推進計画として位置付けます。

また、やまがた長寿安心プラン(第 10 次老人福祉計画・第9次介護保険事業支援計画) *等、他の関連する計画と調和を図りながら推進していきます。

<参考>他計画との関係

体系図を作成

4 計画期間

政府が策定する認知症施策推進基本計画*と整合を図る観点から、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とします。

5 計画の策定体制

本計画は、当事者団体、福祉、医療、保健等の専門家や学識経験者等で構成する「山形県認知症施策推進協議会」における意見を踏まえ作成しています。

併せて、パブリックコメントを実施し、県民から寄せられた意見も踏まえて計画を策定しました。

6 県の推進体制

認知症の人と家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、ともに認知症施策の立案、実施、評価していくという観点から、「山形県認知症施策推進協議会」に計画の進捗状況について報告し、意見等を求めるとともに、その意見等を踏まえ、次年度以降の施策への反映に努めます。

なお、計画の着実な推進を図るため、本計画では、第4章から第6章に「評価目標項目」を設定し、毎年度点検・評価を行い、取組みに関する進捗管理を行います。

各施策の進捗状況と「山形県認知症施策推進協議会」の評価等について、山形県のホームページに掲載し、公表します。

第2章 認知症高齢者の現状と将来推計

I 高齢者数と高齢化率の推移

令和7年における山形県の65歳以上人口は、●万人、75歳以上人口は●万人と推計されています。65歳以上人口比率は●%、75歳以上人口比率は●%となっています。団塊の世代(昭和22~24年生まれ)の構成比が大きいため、令和12年には、75歳以上比率が●%になる等、今後も高齢化が進展する見込みです。

【山形県の高齢化率・高齢者数の推移】

グラフを作成

出典
で作成

高齢者世帯(世帯主65歳以上世帯)の割合は、増加し続け、●年には●割を超える見込みです。世帯主75歳以上世帯の割合は、平成12年の●%から令和7年には●%まで上昇し、令和●年までほぼ横ばいで推移する見込みです。

(世帯数)

【山形県の世帯数と高齢者世帯割合】

(高齢者世帯割合)

グラフを作成

高齢者世帯と高齢者世帯における単独世帯(高齢者単独世帯)数は、令和●年以降も緩やかに増加する見込みです。特に、高齢者単独世帯の割合は令和7年で●%であり、今後も増加し続け、令和●年には●%となる見込みです。

【山形県の高齢者世帯数と単独世帯数・単独世帯割合】

(世帯数)

(単独世帯割合)

グラフを作成

世帯主 75 歳以上の世帯数及び単独世帯数は、いずれも令和●年をピークに、緩やかに減少し、世帯主75歳以上世帯における単独世帯の割合は、●割台で推移する見込みです。上のグラフと併せて考えると、令和●年以降の高齢者世帯数・高齢者単独世帯数の増加は、いずれも65歳～75歳未満を世帯主とする世帯の増加によるものと推測できます。

【世帯主75歳以上の世帯数と単独世帯数・単独世帯割合】

(世帯数)

(単独世帯割合)

グラフを作成

2 認知症高齢者の将来推計

政府の研究事業による「●●」を用いて、県内の認知症有病者の将来推計を行った場合、令和7年には●万人であった有病者数が、令和17年には●万人(高齢者の●人に1人以上(●%))、令和22年には●万人になると予測され、令和2年からの20年間で約●万人増加することが見込まれます。

また、同様の方法により、県内の軽度認知障害*有病者の将来推計を行った場合、令和7年には●万人であった有病者数が、令和12年には●万人(高齢者の●人に1人以上(●%))、令和22年には●万人になると予測され令和2年からの20年間で約●万人増加することが見込まれます。

認知症及び軽度認知障害*の高齢者数の合計は、令和7年時点で●万人、高齢者の●人に1人以上と推計されます。

【認知症高齢者の将来推計(表、山形県)】

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
認知症有病者数					
軽度認知障害有病者数					

【認知症高齢者の将来推計(グラフ、山形県)】

グラフを作成

第3章 基本目標及び施策体系

1 計画の基本目標

【今後設定予定】

2 施策の柱

基本目標の実現に向け、3つの施策の柱、9つの取組みを設定します。

施策体系図を作成

第4章 認知症の正しい理解の推進

I 認知症に対する正しい知識の普及促進

現状

- 令和7年度における本県の認知症高齢者数は、約 4.8万人と推計されており、認知症予備群と呼ばれる軽度認知障害*(令和7年度推計約 5.5万人)を合わせた高齢者数は10万人を超えます。これは、本県高齢者の3人に1人に当たります。
- 認知症の人やその家族等が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、県民一人一人が認知症への理解を深め、共生社会を目指す中で、認知症の有無に関わらず、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要です。
- 令和5年度には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人々が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。
- 県及び市町村は、認知症についての知識の普及促進の一環として、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族等を温かく見守る応援者である「認知症サポーター*」の養成を行っており、令和 6 年3月末現在、県内で約 17.5 万人のサポーターが養成されています。
- 認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト*」を養成しています。
- 県では、市町村と連携して認知症に関する広報啓発活動を実施するとともに、優良事例の紹介を通じて、取組を推進しています。

課題

- 後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増えることが予想されており、地域共生社会を目指す中で、幅広い年代において認知症サポーター*養成を進めていく必要があります。
- 学校教育における啓発を進めるためには、福祉と教育の両部門が連携して取り組む必要があります。
- 新しい認知症観を広めるためには、県及び市町村は認知症の人及び家族等と連携した取組みが必要です。
- 基本法では、市町村においても認知症施策推進計画を策定することが求められています。
- 認知症の中には治療可能な原因疾患があることや早期から介護保険サービス等の適切な支援を受けるためにも県民に対して早期診断及び重症化予防の啓発を進める必要があります。

施策の推進方向

(Ⅰ) 認知症サポーターの養成

- 新しい認知症観を広めるため、市町村、関係団体等と一体となって認知症サポーター*の養成を引き続き推進します。
- 県教育委員会と連携しながら、小中学校における認知症サポーター*の養成のための働きかけを行うとともに、高等学校における認知症サポーター*の養成に向け、県と市町村が連携した体制整備を行います。

- 大学生や専門学校生に向けた認知症の啓発にあたっては、認知症カフェ*を実施する大学生と連携する等若い世代の視点を取り入れます。
- 基本法において、公共交通機関、小売業者、金融機関その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者に対し、サービスを提供するに当たって、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をする努力義務が責務として定められたことを踏まえ、県との間で包括連携協定*を締結した企業への働きかけを実施します。
- 認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイト*の養成研修の実施にあたっては、認知症の人と家族等の希望を十分に尊重することを前提に養成研修への認知症の人の参画を推進します。

【認知症サポーターとは】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に
対してできる範囲での手助けをする人

【キャラバン・メイト養成研修】

実施主体:

都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的:

地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成する。

内容:

認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



【認知症サポーター養成講座】

実施主体:

都道府県、市町村、職域団体等

対象者:

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等



〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等

【チームオレンジとは】

認知症サポーターがチームを作り、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み。認知症の人もメンバーとして参加する

かかりつけ医認知症対応力向上研修テキストより抜粋

(2) 認知症に対する正しい理解に向けた広報・啓発

- 市町村は認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であり、基本法において、市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、市町村における計画策定のための取組みを支援します。
- 認知症の人やその家族等が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を普及させるため、県広報紙、県政テレビ、パンフレットやホームページ等を活用して認知症に関する啓発を行います。
- 認知症の日(9月21日)及び認知症月間(9月)において、県内のランドマークとなる建築物を認知症のシンボルカラーのオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」の取組み等を周知することや県立図書館等における認知症企画展の開催、関係団体が開催する各種イベントへの支援を通じて、認知症の関心を高める取組みを推進していきます。
- やまとた認知症カフェ通信を引き続き発行し、県内の認知症カフェ*に関する情報や認知症に関する効果的な取組みを周知していきます。

- 政府では、全国の認知症の本人を「認知症希望大使*」として任命しており、本県でも認知症の本人発信の機運を醸成するため、「認知症希望大使*」の存在を周知するとともに、認知症の本人と家族等の希望を十分に尊重することを前提に「(仮称)やまがた認知症希望大使」の任命も含めた本人発信を支援するための取組みを推進します。

(3) 早期診断・重症化予防の啓発

- 県民に対する認知症の早期診断及び重症化予防の啓発にあたっては、医師を始めとする専門職の協力を得ながら、県や市町村等関係機関が取組むことが必要です。
- 認知症予防の日(6月 14 日)において、二次予防及び三次予防の重要性を啓発するため、多様な媒体を活用した広報活動による啓発を推進します。

評価目標項目	現状 令和 5 年度	目標 令和 11 年度
認知症サポーターの養成数(累計)	174,741 人	22 万人
認知症の人が参画したキャラバン・メイト養成研修の開催回数(累計)	—	4 回

2 認知症予防の推進

現状

- 認知症の予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防、機能維持、行動・心理症状(BPSD)*の予防・対応があり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。



- 糖尿病や脳卒中等の生活習慣病が認知症の危険性を高めるとされています。こうした生活習慣病の予防には、運動や食生活等の生活習慣の改善が重要です。
- 高齢期には低栄養傾向の高齢者の割合が増加していきます。高齢期における体重減少は、筋肉量や筋力の低下、栄養状態の悪化を引き起こします。食生活においては、壮年期までのメタボリックシンドローム予防(食べ過ぎない)から、高齢期では低栄養予防(適切に食べる)に切り替えることが必要になります。
- 令和5年3月現在、県内では、住民主体で介護予防活動や趣味の活動等を行う「通いの場*」(月1回以上開催)が1,708箇所運営されており、県内高齢者人口に占める「通いの場*」への参加者率は6.8%となっています。
- 難聴は放置すると、他者とのコミュニケーションが不足する等し、心身の活力の衰えが進み、認知症やうつ状態の危険因子となる可能性があります。そのため、簡易的なチェックリストによる聞こえの確認や補聴器に関する説明、耳が聞こえにくい方への接し方等を記載した介護・フレイル予防プログラム*を作成し、通いの場*や介護予防教室での活用を進めています。

課題

- 認知症予防には、高齢者本人やその周りの人が認知症の発症を遅らせることや発症リスクの低減に关心を持ち、定期的に運動することや、欠食防止・たんぱく質を積極的に摂取すること、会食機会を増やすこと等の高齢期における望ましい食生活を心がけることが重要です。
- 加齢性難聴は本人や周囲の家族等が気づかないうちに進行してしまうことが多く、適切な支援や受診につながりにくいという課題があります。
- 高齢者のボランティア活動は社会参加の有効な手段であり、知識、特技・技能を活かし、役割を持った形での活動を促進する必要があります。
- 発症予防を強調することにより、認知症になった人への新たな差別や偏見につながらないようにする必要があります。

施策の推進方向

(1) 健康づくりの推進

- 「第2次健康やまがた安心プラン*」に基づき、運動習慣の定着や望ましい食生活の普及等による健康づくりを推進します。
- 定期的な運動が認知症の発症リスクを低減することを踏まえ、ウォーキングや体操等高齢者に適した運動の普及を推進します。

(2) 地域における人との繋がりの促進

- 通いの場*の更なる普及・拡大を図るため、その担い手を支援する生活支援コーディネーター*を養成するとともに、国立長寿医療研究センター*が開発した「オンライン通いの場アプリ」や通いの場*にデジタルを導入する場合の手引書の周知を図ります。
- 市町村における介護予防活動や加齢性難聴の早期発見の取組みを支援するため、言語聴覚士等の専門職を派遣する事業を通じて介護・フレイル予防プログラム*の普及を図ります。
- 幅広い世代に対して、難聴に関する早期発見の取組みを推進するため、各種イベントや多様な媒体を活用した広報活動による啓発を推進します。

(3) 高齢者の社会参加の促進

- 高齢者が通いの場*や生活支援の担い手として社会参加することができるよう、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業*の活性化に向けた取組を推進します。
- 高齢者の豊富な経験や知恵を地域づくり等に生かし社会参画や社会貢献等に参加しやすい環境をつくるために、地域を豊かにする各種社会活動(スポーツ活動、文化活動、文化伝承活動、健康増進活動)の促進を図ります。

評価目標項目	現状 令和4年度	目標 令和11年度
通いの場への参加率	6.8%	9%

3 相談体制の充実強化

現状

- 介護者がストレスを抱えている場合、認知症の人と介護者の関係によっては、認知症の症状に悪影響を及ぼし、さらに介護負担を重くするという悪循環に陥ることが少なくありません。
- 認知症の人やその家族等が、気軽に相談できるよう、平成27年度に開設した認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」において電話や面談による個別の相談対応や、介護者同士が情報交換できる交流の機会を提供しています。
- 県内では「さくらんぼカフェ」による支援等により、全市町村が、認知症カフェ*を設置しています。
- 65歳未満で発症する若年性認知症は、進行の早さや退職による経済的な問題、発症者本人と親の介護が重なることによる配偶者への負担集中等、高齢者とは異なる問題を伴います。
- 県では、若年性認知症の人への支援や相談に的確に応じられるよう、平成28年度より、「さくらんぼカフェ」に若年性認知症支援コーディネーター*を配置し、医療・福祉・就労の総合的な支援を行っています。
- 地域の中で認知症の容態や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス*」を全市町村が作成しています。
- 認知症カフェ*は、介護施設や地域包括支援センター*等が運営しており、認知症について気軽に学び、同じ悩みを持つ方と繋がり、専門的な相談もできます。
- 認知症カフェ*やチームオレンジ*の支援、認知症ケアパス*の更新等市町村における認知症施策の要となる認知症地域支援推進員*が、全市町村に配置されています。

課題

- 認知症の人やその家族等に対しては、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が必要です。
- 若年性認知症が抱える生活全般に係る問題へ対処するためには、障がい者福祉、介護保険、医療、社会保障や、さまざまな社会資源等、多岐にわたる制度やサービスを活用する必要があります。
- 基本法の趣旨や基本法に基づく新たな施策を踏まえた認知症ケアパス*の更新が必要です。
- 認知症カフェ*は、認知症の人と家族等の生活におけるウェルビーイングの推進に有効な学びの場所ですが、知名度を更に高めていく必要があります。

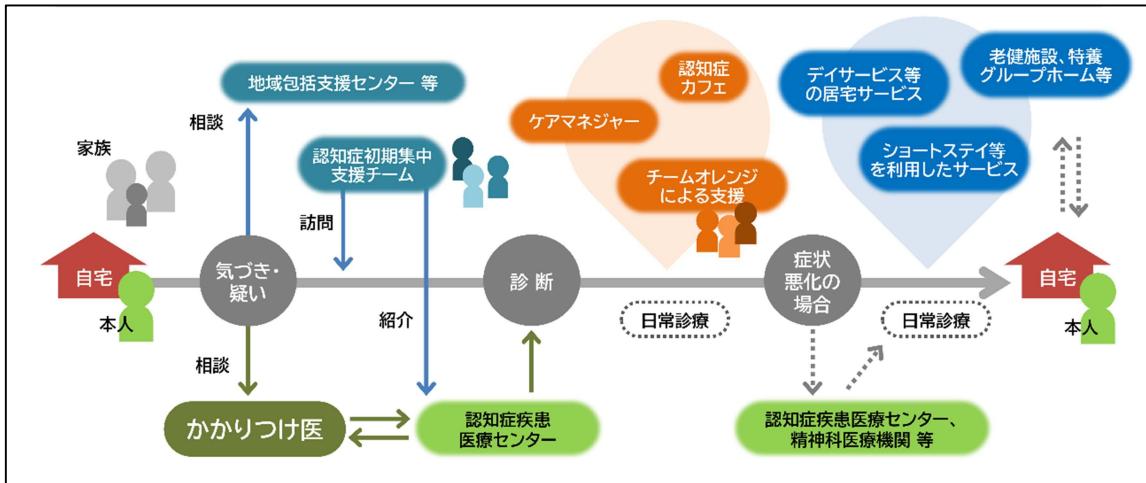
施策の推進方向

(I) 認知症相談・交流拠点における相談機能の充実強化

- 当事者団体と連携し、電話や面談での個別相談を引き続き実施し、気軽に相談できる体制を構築します。
- 認知症の本人同士やその家族等が交流できるスペースの設置や出張交流会の開催により、認知症の人の精神の安定や介護者の精神的負担の軽減を図ります。
- 市町村が作成した認知症ケアパス*を収集し、県ホームページによる周知とともに、相談

対応における参考資料として活用します。

<認知症ケアパスのイメージ>



かかりつけ医認知症対応力向上研修テキストより抜粋

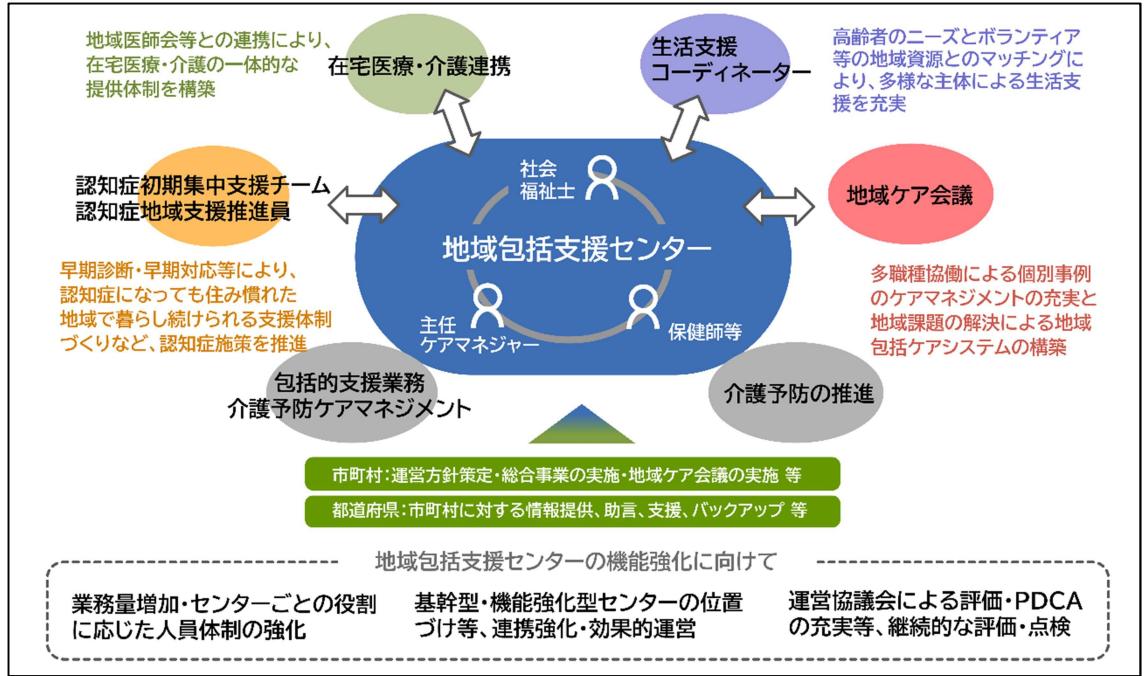
(2) 若年性認知症の人への支援の充実強化

- 若年性認知症支援コーディネーター*を引き続き配置し、ワンストップのきめ細かな相談により、医療・福祉・就労の総合的な支援を行います。
- 若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催により、認知症の各支援機関をはじめ、医療・介護・福祉関係や経済団体等との連携を強化します。
- 若年性認知症支援コーディネーター*と認知症地域支援推進員*の更なる連携を図る観点から、若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催や各種研修会により、市町村における若年性認知症施策の推進を支援します。
- 認知症疾患医療センター*とも連携しながら、若年性認知症のつどい「なのはな」を開催します。

(3) 認知症カフェにおける効果的な取組みの推進

- 認知症カフェ*の知名度の向上に向けて、各種広報媒体を用いて啓発を推進します。
- 県内4地域で開催する情報交換会等において効果的な取組みの紹介を行うことにより、各地の認知症カフェ*の活性化とともにカフェ運営者間のネットワークの構築を図ります。
- 認知症地域支援推進員の継続的な育成を推進するため、資質向上に向けた研修受講を引き続き支援します。

<地域包括ケアシステム>



かかりつけ医認知症対応力向上研修テキストより抜粋

第5章 医療と介護分野の対応力強化

I 早期診断のための医療提供体制の整備

現状

- 高齢者が日頃から受診する医療機関や歯科医院、薬局等において、認知症の疑いのある人に早期に気づいて適切に対応することや、認知症への適切な対応を推進するため、認知症対応力向上のための研修を実施しています。
- 本県では、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センター*を二次医療圏*ごとに整備しています。

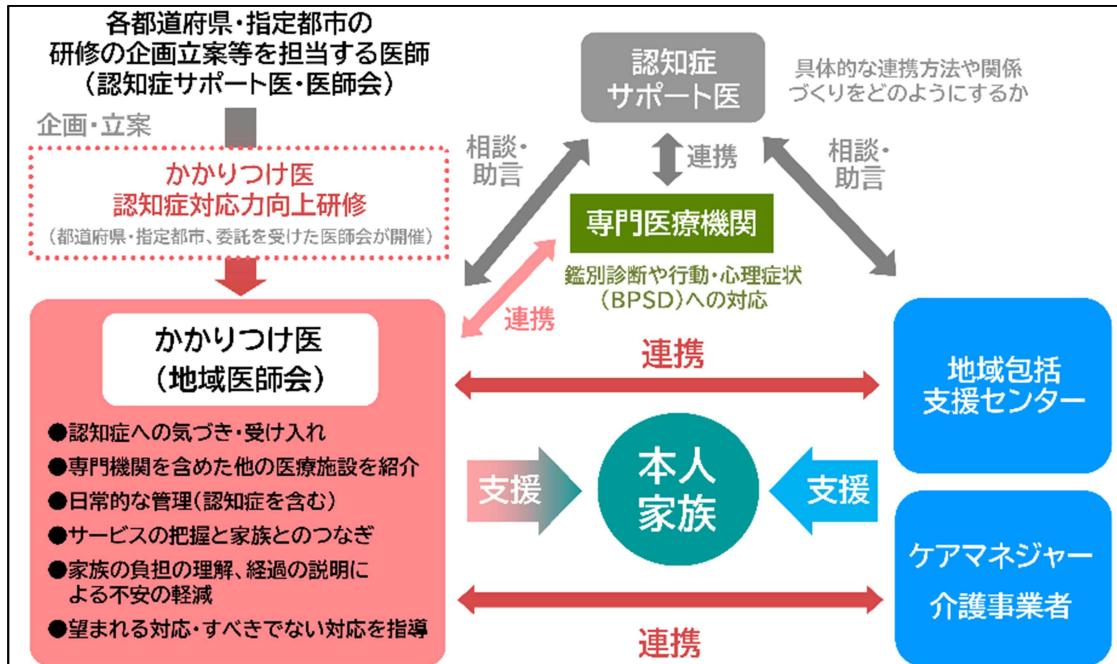
課題

- 令和5年度にはアルツハイマー病*の疾患修飾薬*が保険収載され、新たな治療薬の開発も進んでいます。これらの治療薬は、アルツハイマー病*のうち、軽度認知障害*及び初期認知症に適用したものであることから、早期診断の重要性が増しています。
- 認知症サポート医養成研修やかかりつけ医*認知症対応力向上研修を受講した医師が、最新の知見を学ぶため、フォローアップの視点が必要です。
- 政府において、認知症疾患医療センター*の機能のあり方を検討し、必要な対応を行うことされています。
- 認知症の人に対する相談・診断等の対応を効果的・効率的に提供するためには、かかりつけ医*や地域包括支援センター*等の相談機関と専門医療機関の連携が必要です。

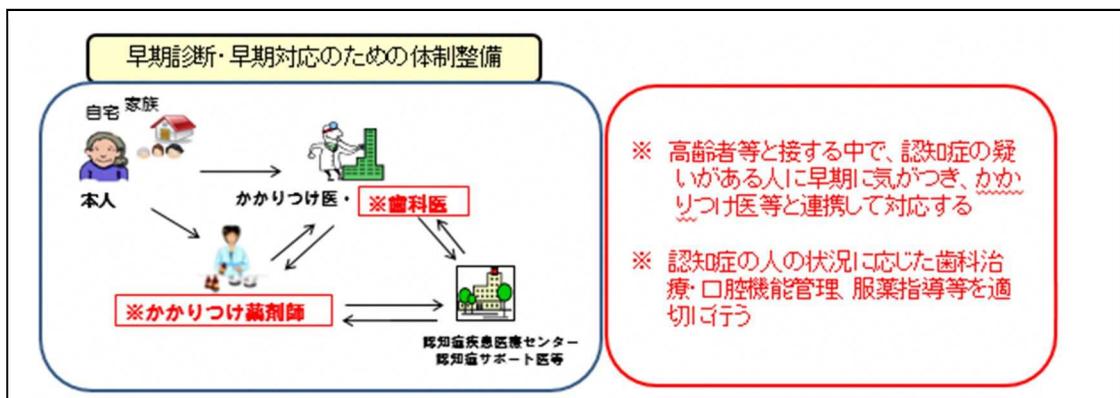
施策の方向性

(Ⅰ) 医療従事者の認知症対応力の向上

- 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医*からの認知症診断等に関する相談に応じ、専門医療機関や地域包括支援センター*等との連携の推進役となる認知症サポート医*の養成を進めます。
- 認知症サポート医養成研修やかかりつけ医認知症対応力向上研修を受講した医師に向けて、新たに認知症サポート医フォローアップ研修を実施します。

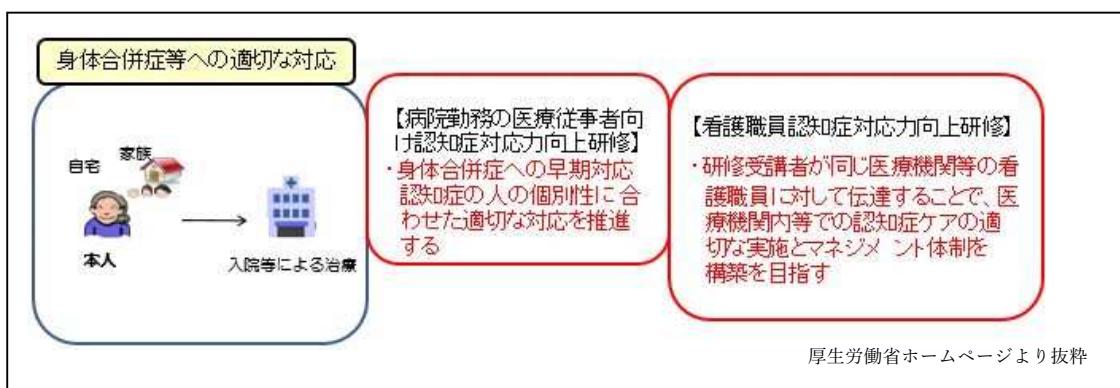


- 身近な専門職が認知症に対する対応力を高め、必要に応じて適切な医療機関につなぐために、かかりつけ医*、歯科医師及び薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を実施します。



厚生労働省ホームページより抜粋

- 認知症の人の身体合併症等への対応を行う病院等における行動・心理症状*への対応力や、入院から退院までの実践的な対応力を高めるために、一般病院の医療従事者や看護職員に対し、認知症対応力を向上させるための研修を実施します。



厚生労働省ホームページより抜粋

(2) 認知症疾患医療センターを核とした医療提供体制の整備

- 政府の認知症疾患医療センター*のあり方の検討を踏まえ、着実に対応するとともに、アルツハイマー病*の疾患修飾薬*を投与する認知症疾患医療センター*における相談体制を強化します。
- 地域の認知症診療や医療連携の中心的な役割を果たすため、認知症疾患医療センター*が引き続き医療連携協議会や専門職に向けた研修会を開催します。

評価目標項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修及び認知症サポート医フォローアップ研修受講者数(累計)	667人	880人
歯科医師等認知症対応力向上研修受講者数(累計)	344人	520人
薬剤師認知症対応力向上研修受講者数(累計)	406人	580人
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修及び看護職員(師長等)認知症対応力向上研修受講者数(累計)	2,619人	3,300人

2 重症化予防のための介護提供体制の整備

現状

- 認知症ケアに関する正しい知識をもち、適切なサービスの提供及び良質な介護を担うことができる人材の確保を目的として、認知症対応の介護サービスを提供する事業所の開設者や管理者、介護従事者に対し、経験年数等に応じた基礎的・実践的な研修を実施しています。
- 「山形県介護職員サポートプログラム*」に掲げる(1)理解促進、(2)育成確保、(3)定着・離職防止、④介護技術・知識向上、⑤雇用環境の改善、の5つを施策の柱とし、関係機関、団体等と連携・協働し、総合的かつ一体的な介護職員支援策を展開しています。

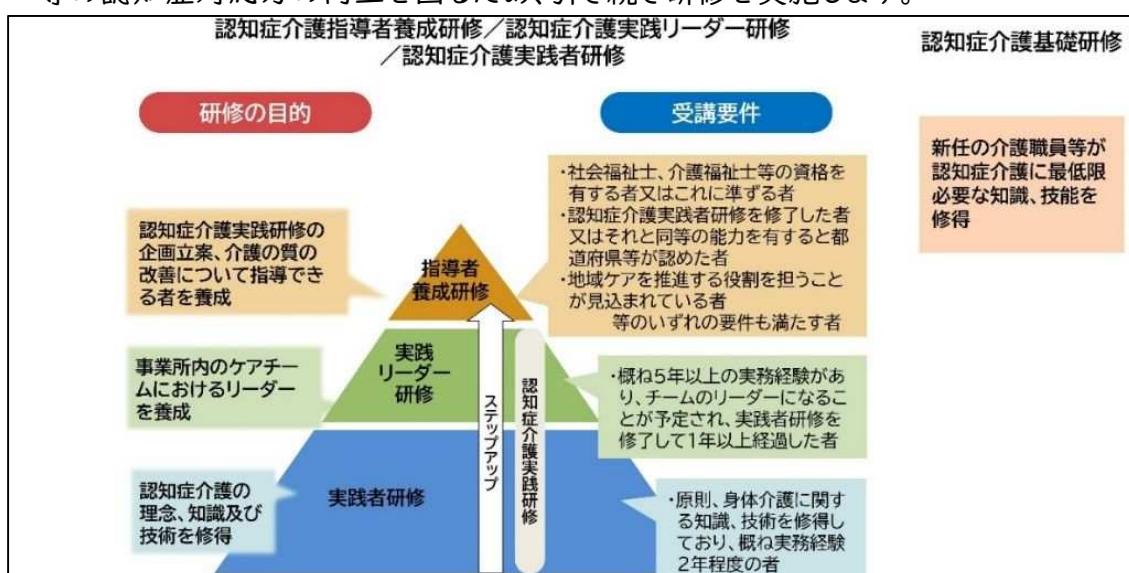
課題

- 認知症介護実践者等研修は、介護報酬の加算取得の要件となっていることから、受講を希望する介護職員が増加傾向にあります。
- 介護職員数は、少子高齢化の進展と介護サービスの量的拡大により、不足することが想定されます。

施策の方向性

(Ⅰ) 介護従事者の認知症対応力の向上

- 認知症の人への質の高い介護を行う人材を確保するため、認知症への理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、行動・心理症状*を予防できるよう、体系的な研修の実施を推進します。
- 地域密着型サービス事業所*の管理者等に対して適切なサービス提供に関する知識を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護の技術向上を図っていきます。
- 研修の講師となる認知症介護指導者の継続的な養成を関係団体と連携しながら推進します。
- 介護保険施設等において日常的に認知症高齢者のケアに携わる看護職員に対し、認知症が人の心理面に与える影響や、認知症の人や家族等に対する具体的な関わり及び支援のあり方等の認知症対応力の向上を図るために、引き続き研修を実施します。



かかりつけ医認知症対応力向上研修テキストより抜粋

(2) 介護人材の確保・定着及び生産性の向上

- 「山形県介護職員サポートプログラム*」に基づき、多様な人材の確保等、介護職員の育成、確保及び定着対策の充実・強化を図ります。

評価目標項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
認知症介護指導者養成研修受講者数(累計)	51人	60人
認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修受講者数(累計)	4,792人	5,850人

山形県介護職員サポートプログラムの説明

3 保健医療福祉の有機的な連携の確保

現状

- 地域包括支援センター*は、高齢者の総合的な相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援等を担う、地域包括ケアシステム*の中核的な機関であり、各市町村の日常生活圏域*を基本に設置されています。
- 地域の中で認知症の容態や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス*」を、全市町村が作成しています。(再掲)
- 認知症カフェ*やチームオレンジ*の支援、認知症ケアパス*の更新等市町村における認知症施策の要となる認知症地域支援推進員*が、全市町村に配置されています。(再掲)
- 認知症の人の意向に基づいた地域生活を続けるための相談・支援をする多職種チームである「認知症初期集中支援チーム*」は、全市町村に設置されています。
- 高齢者が地域で安心して療養生活を営むためには、在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することが必要です。
- 市町村は、平成 26 年度の介護保険法*の改正により、地域支援事業*による在宅医療・介護連携推進に向けた取組みを実施することが義務付けられました。

課題

- 地域包括支援センター*の職員は、新任職員、中堅職員、管理者等それぞれの経験・専門性に応じて求められる役割が拡大しています。
- 認知症地域支援推進員*の業務として、若年性認知症支援コーディネーター*と連携した支援の取組みが追加されました。(再掲)
- 基本法の理念や基本法に基づく新たな施策を踏まえた認知症ケアパス*の更新が必要です。(再掲)
- 認知症の人は他の疾病を合併する場合が多く、認知症の人と家族等が安心して医療機関を受診できるよう環境の整備と制度の周知が必要です。
- 政府では、独居や身寄りのない認知症の人や複合的な課題を抱えたケースの支援に向けて、認知症初期集中支援チーム*の役割の検討を行う予定としています。
- 認知症の人の意向を尊重した生活を実現するため、認知症リハビリテーション*の推進を通じて、社会参加やウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- 全市町村において連携拠点が設置されていますが、設置された拠点が効果的に機能するための取組みが必要です。

施策の方向性

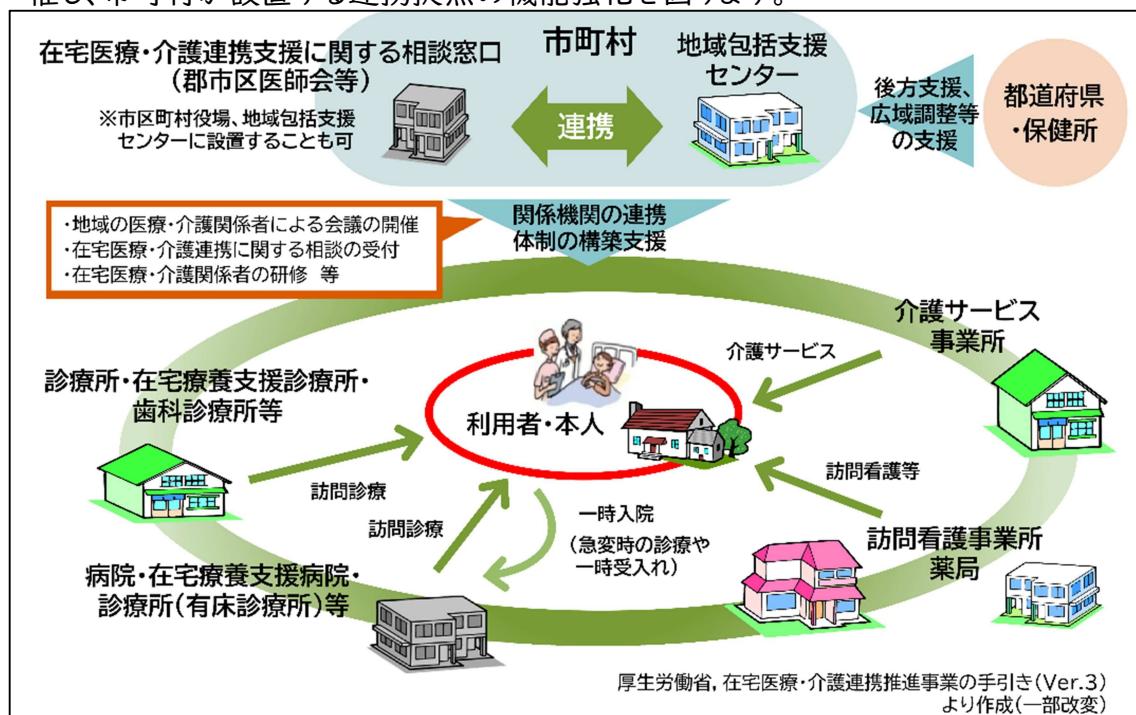
(Ⅰ) 地域包括支援センターの総合的な対応力の向上

- 山形県地域包括ケア総合推進センター*における研修事業を通じて、ヤングケアラー*等の多様な課題を持った本人と家族等へのアセスメント力を強化します。
- 市町村に対し、認知症ケアパス*に、基本法の趣旨等を踏まえた更新とあわせ、医療従事者向け認知症対応力向上研修の修了者や認知症疾患医療センター*等医療機関の情報を盛り込むよう促します。

- 認知症地域支援推進員*の継続的な育成を推進するため、資質向上に向けた研修受講を引き続き支援します。(再掲)
- 認知症初期集中支援チーム*の継続的な設置を推進するため、資質向上に向けた研修受講を引き続き支援するとともに、役割の検討を踏まえて着実に対応します。
- 若年性認知症支援コーディネーター*と認知症地域支援推進員*の更なる連携を図る観点から、若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催や各種研修会により、市町村における若年性認知症施策の推進を支援します。(再掲)

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 認知症リハビリテーション*を推進するため、関係団体が開催する認知症フォーラムやイベントへの支援や市町村による地域ケア会議*の開催を支援します。
- 市町村が医療・介護関係者間の連携を強化し、円滑な在宅医療・介護連携推進事業*の取組みを実施できるよう、地域の実情を踏まえた伴走型のきめ細かい支援を行っていくとともに、先進事例の提供等を通じて市町村の取組みを支援します。
- 在宅医療・介護連携拠点の職員の資質向上・情報共有に向けた研修会や意見交換会等を開催し、市町村が設置する連携拠点の機能強化を図ります。



かかりつけ医認知症対応力向上研修テキストより抜粋

評価目標項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村数	—	全市町村

第6章 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり

I 認知症の人の社会参加の推進

現状

- 認知症カフェ*やチームオレンジ*の支援、認知症ケアパス*の更新等市町村における認知症施策の要となる認知症地域支援推進員が、全市町村に配置されています。(再掲)
- 認知症の人等が安心・安全・スムーズに外出・帰宅できるよう、認知症サポーター*の養成を推進するとともに、チームオレンジ*等、地域の実情に応じて、実際に認知症の人や家族等の手助けとなる活動につながる環境の整備が進んでいます。
- チームオレンジ*の全市町村での整備に向け、優良事例の周知や研修会の開催及び、オレンジ・チューター*の育成を行っています。

課題

- ピアサポート活動*による本人発信を実施するため、市町村と連携して支援体制を構築していく必要があります。
- 認知症になっても支えられる側だけではなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境を整備するため、認知症地域支援推進員*等が中心となって地域資源をつなぎ、地域支援体制を構築していく必要があります。
- チームオレンジ*は立上げから間もないことから、知名度を高める必要があります。

施策の推進方向

(1) ピアサポート活動の推進

- 「さくらんぼカフェ」を拠点に、やまがた認知症カフェ通信の作成、情報交換会、出張交流会等の重層的な取組みを実施することで、県内各地の認知症カフェ*に対する支援を行います。
- 市町村に配置された認知症地域支援推進員*に対し、認知症の人をピアサポート活動*につなぐために必要な専門的知識・調整能力・資質向上に資する研修機会の確保に努めます。
- 若年性認知症のつどい「なのはな」や当事者団体が開催する「つどい」等ピアサポート活動*の推進のため、市町村が作成する認知症ケアパス*への掲載について働きかけを行います。
- 政府では、全国の認知症の本人を「認知症希望大使*」として任命しており、本県でも認知症の本人発信の機運を醸成するため、「認知症希望大使*」の存在を周知するとともに、認知症の本人と家族等の希望を十分に尊重することを前提に「(仮称)やまがた認知症希望大使」の任命も含めた本人発信を支援するための取組みを推進します。(再掲)

(2) 認知症の人の社会参加の機会の確保

- 認知症の人やその家族等の支援ニーズと認知症サポーター*を中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ*」の全市町村での早期整備に向けて、チームオレンジ*の立ち上げや運営支援を行うチームオレンジコーディネーター*を育成するための研修会を実施します。
- 立ち上がったチームオレンジ*の活動に関して、多様な媒体を活用した広報活動による啓発を推進することで、県民の更なる参画を促します。
- 若年性認知症支援コーディネーター*を引き続き配置し、ワンストップのきめ細かな相談により、医療・福祉・就労の総合的な支援を行います。

評価目標項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
チームオレンジの整備	8市町村	全市町村

2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

現状

(1) 地域における生活支援体制

- 総合事業*における通所型・訪問型サービスBを全県的に広げていくため、元気な高齢者を対象とし、習熟度に応じたきめ細かい研修会を開催し、生活支援サービスの担い手の創出に取り組んでいます。
- 生活支援コーディネーター*に対し、住民の生活課題への対応力向上を目的とした研修や情報交換の実施により、資質向上及び広域でのネットワーク構築を支援しています。
- 県では、「山形県住生活基本計画*」を令和4年3月に策定し、「人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境の実現」を基本方針とし、住宅の耐震化・バリアフリー化等の必要性の意識啓発、高齢者宅の耐震化、バリアフリー化、高断熱化等のリフォーム工事への支援等の施策を推進しています。

(2) 買い物・移動支援

- 運転に不安を感じる高齢者やその家族等が、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを促進するため、山形県運転免許証自主返納者等サポート事業*を通して様々な特典やサービスが受けられる協賛事業者を募集し、自主返納者を支援する取組みを進めています。
- 高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、山形県地域公共交通活性化協議会を設立し、「山形県地域公共交通計画*」を策定するとともに、交通事業者や市町村が運行する路線バスやデマンド型交通*等に対する財政支援を実施しています。
- 市町村が取り組む自動運転バスの導入について、国や関係事業者とともに立ち上げる地域コミュニティ等を通じて綿密に連携し、公共交通分野における自動運転技術活用への地域の受容性を醸成しています。
- 路線バス事業者に対して、政府の補助事業と協調した補助を行い、乗降口の段差を低くした低床バス(ノンステップバス等)車両の導入を支援しています。
- 買い物困難者への支援を推進するため、県では、市町村と県の関係課等で「買い物支援ワーキングチーム」を立ち上げ、買い物支援における課題や先行事例等の共有を図るとともに、買い物支援に関する相談員を市町村に派遣し、地域の実情に応じた助言を行っています。
- 「買い物支援ワーキングチーム」で学んだニーズ把握手法の実践や、相談員の助言を踏まえた地域の関係者間での情報共有の取組等に繋がっている市町村もあります。

(3) 地域において見守るための体制

- 認知症の人が安全に外出することができ、行方不明になった場合にも早期発見・保護ができるよう、県内全市町村において見守り事業を実施しています。
- 認知症又は認知症の疑いによる行方不明の場合、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、市町村を始めとした関係機関への協力を求め、警察署と市町村との間で構築している発見・保護のためのネットワークを活用し、迅速な行方不明者発見活動を実施しています。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業*の実施に向け、体制の構築や具体的な運用等に

について説明するための事業研修会を実施しています。

課題

(1) 地域における生活支援体制

- 生活支援コーディネーター*が担当地域で効果的に機能するために、地域課題を把握する技術や関係者間の調整能力の向上が必要です。
- 移動支援の担い手が不足しており、地域住民等による移動支援は一部の地区での実施に留まっています。
- 高齢化の進展等により、住宅確保に配慮を要する高齢者世帯の増加が予想されるため、公営住宅を補完する新たな枠組みによる支援が必要となっています。

(2) 買い物・移動支援

- 山形県運転免許証自主返納者等サポート事業*の趣旨に賛同し、継続して取り組むことできる事業者の確保が必要です。
- 路線バス、デマンド交通及びタクシー等の地域公共交通は、高齢者が通院・買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段であり、その維持確保に努めるとともに、利便性と持続可能性の向上に向け、継続的な見直しをする必要があります。
- 低床バスの導入は一定程度進んでいるものの、低床バスは一般のバスに比べて高額であることや、コロナ禍でバス利用者が減少したことから事業者の経営状況が厳しく、導入に課題があります。
- 地域の商店の廃業や公共交通機関の撤退等により、特に過疎地域において、買い物困難者が顕在化してきているため、「実際に商品を見て選びたい」、「店の人や地域の人と商品について話をしたい」等の住民ニーズを踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な取組を展開する必要があります。

(3) 地域において見守るための体制

- 警察における認知症高齢者の行方不明事案取扱件数は年々増加傾向にあることから、認知症の特性を踏まえた効率的かつ効果的な発見活動を推進することが必要です。
- 市町村と警察署との間で構築している発見・保護のためのネットワークについて、対象高齢者の情報が更新されていないため、情報共有のあり方、方法等について検討し、効果的な運用を図る必要があります。
- 重層的支援体制整備事業*の実施に向けては、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備が必要となっています

施策の推進方向

(1) 地域における生活支援体制の整備

- 全市町村に配置されている生活支援コーディネーターの*資質向上を図るとともに、広域でのネットワーク構築のための支援を行います。
- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、生活支援コーディネーター*を中心とした地域資源マップの作成を促すとともに、作成済みの地域資源マップを収集し、県ホームページ

ジによる周知を図ります。

- 住宅確保が困難な高齢者世帯に対し、入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進し、情報提供を行います。

(2) 買い物・移動支援の推進

- 運転に不安のある高齢者への自主返納事業の周知と、事業に賛同する事業者の確保を推進します。
- 交通事業者や市町村に対して地域公共交通の維持確保を図るため運行支援を継続するとともに、山形県地域公共交通活性化協議会を通じ、地域の実情に応じたサービスの維持改善に向けた取組みを支援します。
- 路線バス事業者に対して、政府の補助事業と協調した補助を継続し、低床バス車両の導入を促進します。
- 引き続き、買い物支援ワーキングチームでのノウハウ共有及び相談員による個別具体的な助言等を通して、買い物困難者への支援の充実を図ります。

(3) 地域において見守るための体制の整備

- 県民に対し、市町村における見守り事業や、認知症サポーター*による見守り活動事例等の周知を図ります。
- 認知症に係る行方不明事案においては、市町村を始めとした関係機関・団体等と連携し、認知症高齢者の特性を踏まえた早期発見に資する取組みを行います。
- 早期発見に向けた警察と市町村とのネットワークに関し、より効果的な情報共有の在り方について、市町村との協議・検討を行います。
- 市町村に対し、重層的支援体制整備事業*に係る体制構築や具体運用等について説明する事業研修会を引き続き実施するとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対する対応スキルの強化を図るために研修会を開催します。

評価目標項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
重層的支援体制整備事業実施市町村数	1市町村	10市町村 (令和9年度時点)

3 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

現状

- 政府において、平成 30 年6月に策定した認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドライン*に関しては、医療・介護職向けの研修会において周知を図っています。基本法の理念等を踏まえたものとして改めて策定することが見込まれています。
- 平成 28 年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律*」が施行され、これに基づき、政府において、平成 29 年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画*」を策定しています。県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する取組等、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことが期待されており、担い手の育成、都道府県単位での地域連携ネットワークの構築等を行うこととされています。
- 介護保険制度の普及、活用が進む一方で、高齢者に対する虐待が家庭や介護施設等で表面化し社会的な問題となったことから、平成 18 年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する法律*」が施行され、令和5年3月に「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(高齢者虐待防止マニュアル)が改訂されました。
- 県民に向けての高齢者虐待防止についての周知や啓発、養介護施設従事者等の高齢者虐待の状況や対応措置等の公表とともに、市町村間の連絡調整、情報提供、その他必要な援助、助言を行うこととされています。
- 認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合には、高齢者虐待事案として速やかに市町村への通報を実施しています。
- 地域での見守り活動充実のため、市町村の消費者安全確保地域協議会*設置に向けた支援を実施しています。
- 消費者被害防止のため、県ホームページやSNSを活用した注意喚起や啓発動画を作製しての啓発、高齢者サロン、福祉関係者等への出前講座を行っています。

課題

- 政府において、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインに関して、基本法の理念等を踏まえたものとして改めて策定することが見込まれています。
- 高齢化の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人が今後増加することが見込まれるため、制度の周知・徹底、後見人等の受任者の確保等により成年後見制度*の円滑な運用を図る必要があります。
- 高齢者虐待への対応は、早期発見・早期対応が何よりも重要であり、高齢者虐待防止に向けて、迅速に対応するため、各関係機関が連携する市町村ごとの高齢者虐待防止ネットワークの活用とともに、虐待事例に対し、適切に対応できる市町村職員の育成が重要です。
- 虐待防止は、高齢者の権利や尊厳を守るために重要な課題であり、県民一人ひとりが高齢者虐待の問題を身近な問題として認識し、虐待のない社会、高齢者が尊厳をもって安心して生活を送ることができる社会を自ら創っていくこうとする機運の醸成が必要です。
- 認知症が疑われる高齢者に対する虐待事案対処においては、被害高齢者の迅速な安全確保・福祉的支援の観点から、休日・夜間であっても施設入所等の行政的支援が必要な場合があるため、警察と市町村との緊密な連携により、24 時間、365 日対応可能な支援体制の構築

が必要です。

- 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分になった人等、消費生活上配慮を要する消費者の被害防止と早期発見のためには、地域での見守りを充実することが重要であり、地域のネットワークづくりを進める必要があります。
- 消費者被害防止のため、本人や家族等、福祉関係者等を含めた周囲の方への注意喚起、啓発が必要です。

施策の推進方向

(1) 意思決定支援の推進

- 基本法の理念等を踏まえた認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドライン*に関して、引き続き医療・介護職向けの研修会で周知を図るとともに、本人ミーティング*や認知症カフェ*等の場を活用した普及活動の推進、市町村が作成する認知症ケアパス*にも意思決定支援の内容が盛り込まれるよう取り組みます。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画*に係る地域連携ネットワーク整備のための協議会を開催するとともに、中核機関の設置について、関係機関と連携しながら広域連携も含め市町村の取組みを支援します。
- 法人後見*実施機関及び市民後見人*の養成を進めるとともに、市町村へのアドバイザー派遣制度を活用した取組状況の把握や助言、研修会等の開催により市町村の取組みが進むよう支援していきます。

(2) 高齢者虐待防止の推進

- 市町村が整備している「高齢者虐待防止ネットワーク」について、その活動がより充実するよう、市町村職員等に対し、先進的な取組み等の紹介や助言を行います。
- 関係機関・団体の連携を推進するため、高齢者・障がい者虐待防止会議の開催、高齢者虐待の状況の公表、相談窓口を記載したパンフレットの作成・配布等を通じて、高齢者虐待防止について県民意識の醸成を図っていきます。
- 虐待事例の速やかな解決を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談支援体制の確保、市町村職員や養介護施設従事者等の資質向上を図るための研修会の開催等を通じて、市町村等の取組みを支援します。

(3) 消費生活における被害を防止するための啓発

- 市町村の消費者安全確保地域協議会*の設置促進及び円滑な運営のための支援を行います。
- 様々な媒体を利用した注意喚起・啓発を行うとともに、消費者の年齢、障がいの有無等消費者の特性に応じた消費者教育を行います。

評価目標項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
中核機関の設置市町村数	17 市町村	全市町村
消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	30%	50%

第7章 山形県認知症施策推進計画の目標指標

施策の柱	評価目標項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
第4章 認知症の正しい理解の推進	認知症サポーターの養成数 (累計)	174,741人	22万人
	認知症の人が参画したキャラバン・メイト養成研修の開催回数(累計)	—	4回
	通いの場への参加率 (令和4年度時点)	6.8%	9%
第5章 医療と介護分野の対応力強化	かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修及び認知症サポート医フォローアップ研修受講者数 (累計)	667人	880人
	歯科医師等認知症対応力向上研修受講者数(累計)	344人	520人
	薬剤師認知症対応力向上研修受講者数(累計)	406人	580人
	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修及び看護職員(師長等)認知症対応力向上研修受講者数(累計)	2,619人	3,300人
	認知症介護指導者養成研修受講者数(累計)	51人	60人
	認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修受講者数(累計)	4,792人	5,850人
	基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村数	—	全市町村
第6章 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり	チームオレンジの整備	8市町村	全市町村
	重層的支援体制整備事業実施市町村数	1市町村 (令和9年度時点)	10市町村
	中核機関の設置市町村数	17市町村	全市町村
	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	30%	50%

参考 用語集 (50音順に記載しています)

用語	解説
【あ行】	
アルツハイマー病	脳内に老人斑と神経原線維変化等のタンパク凝集が蓄積し、神経細胞の変性をともなう疾患。
オレンジ・チューター	チームオレンジコーディネーターとしての従事（予定）者に対して、都道府県が実施する研修の講師を担当する者。
【か行】	
介護・フレイル予防プログラム	市町村や地域包括支援センター職員向けに作成した「通いの場」で実施可能な口腔や栄養、運動等の知識や技術等をテーマ毎に掲載しているプログラム集。
介護保険法	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療をする者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的に平成12年4月に施行された。
かかりつけ医	健康に関する相談をなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
通いの場	年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う場。
キャラバン・メイト	地域や職域団体等において開催する認知症サポーター養成講座の講師役となり、認知症サポーターを養成する者。
軽度認知障害(MCI)	記憶障害などの軽度の認知機能障害が認められるが、日常生活にはあまり支障を来さない程度であるため、認知症とは診断されない状態を言う。
行動・心理症状(BPSD)	認知機能の低下を基盤に、身体的要因、環境的要因、心理的要因などの影響を受けて出現した行動面の症状と心理症状。焦燥性興奮や不安・抑うつ等。
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する法律	高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することを目的に、平成18年4月に施行された。

用語	解説
国立長寿医療研究センター	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする機関。
【さ行】	
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・開度関係者と地域のめざすべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的に実施される事業。
疾患修飾薬	疾患の根本(原因)に介入し、その進行を止めたり遅らせたりする治療薬のこと。
市民後見	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、市町村等の支援をうけて後見業務を行う。
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人やその家族に対する相談支援、医療・介護、労働等の関係者による支援体制（ネットワーク）の構築、企業や関係者等の若年性認知症に対する理解を促進するための普及・啓発等の支援を行うため、各都道府県、指定都市に配置されている者。
重層的支援体制整備事業	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。
消費者安全確保地域協議会	消費者安全法第11条の3に基づき、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制を推進するために地域において設置するもの。
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク構築を行う者。
成年後見制度	認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、後見人等が財産管理や介護保険サービスの利用契約などの必要な代行業務を行う制度。
成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28年5月に施行された。

用語	解説
総合事業	<p>市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。</p> <p>総合事業における訪問型サービスと通所型サービスは、事業者による訪問介護・通所介護の他、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス（サービスA）、住民主体による支援（サービスB）、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス（サービスC）、移動支援（サービスD）の多様なサービスがある。その他の生活支援サービスに分けられる。また、その他の生活支援サービスとして、栄養改善を目的とした配色や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに旬日自立支援に資する生活支援がある。</p>
【た行】	
第二期成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。
第2次健康やまがた安心プラン	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画、循環器病対策基本法（平成30年法律第105号）第11条第1項に基づく都道府県循環器病対策推進計画、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第13条第1項に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及びやまがた歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第1項に基づく基本計画の4つの計画から成り立つ計画。令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間としている。
地域ケア会議	主に市町村直営や基幹型の地域包括支援センターを中心に設置が進められ、個々の要介護者ごとに、かかりつけ医やケアマネジャー、サービス事業者などが一堂に会して、また、多職種の第三者による専門的な視点も交えて、個別のケア方針を検討する会議。
地域支援事業	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業。
地域包括ケアシステム	齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を実現するため、医療や介護の公的な保険サービスに加え、住民の自発的な活動などインフォーマルなサービスも含めて、必要なときに必要なサービスを誰もが継続的に利用できることを目指す仕組み。
地域包括支援センター	高齢者の総合的な相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、介護支援専門員に対する支援などを担う、地域包括ケアシステムの中核となる機関。

用語	解説
地域密着型サービス事業所	介護給付サービス・予防給付サービスの内、市町村が指定・監督を行うサービスのこと。
中核機関	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、主導する役割。また、協議会の事務局を担いながら、支援の全体を見渡し、必要に応じて専門職による専門的助言等の支援を確保する役割も担っている。
チームオレンジ	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の本人の意向を支援チームの活動に反映する機会を設け、地域ごとに認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みをいう。
チームオレンジコーディネーター	チームオレンジを整備し、その運営を支援する者。チームオレンジの運営において中核的な役割を担うメンバーが行う取組について助言等を行う者。
デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービスのこと。
【な行】	
二次医療圏	病床の整備を図るべき地域的単位のこと。一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定する。地理的条件等の自然的条件、日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮することとされている。
日常生活圏域	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じて設定する圏域。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等様々な実施主体・方法で開催されている。
認知症希望大使	厚生労働大臣が任命し、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力や国際的な会合への参加等を行う全国版希望大使と都道府県知事が委嘱・任命等を行い、全国版の希望大使と協働・連携しながら、認知症の普及啓発活動やキャラバン・メイトへの協力など地域に根ざした活動を行う地域版希望大使がおり、自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信する者。
認知症ケアパス	認知症のはじまりから人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。市町村や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要。
認知症サポート医	かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上を図るために研修の企画立案・講師役、かかりつけ医等への認知症診断等に関する相談・アドバイザー役や各地域医師会や各地域医師会と地域包括支援センターとの連携推進役等、地域連携推進を期待される医師。

用語	解説
認知症施策推進基本計画	認知症基本法第 11 条に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府として策定したもの。令和 6 年度から令和 11 年度の 5 年間を計画期間としている。
認知症疾患医療センター	認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、身体合併症の急性期治療を行うほか、退院する患者が必要とする介護サービスの提供、地域における見守り等の日常生活面の支援や、家族を対象とした相談支援等に適切につながるよう、地域包括支援センターや介護支援専門員等への連絡調整を含め、個々の患者に対する相談を行う機能を有する、地域での認知症医療提供体制の拠点。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。
認知症地域支援推進員	市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する者。
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドライン	日常生活や社会生活において、認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載したもの。
認知症リハビリテーション	実際に生活する場面を念頭に置きつつ、有する認知機能等の能力をしっかりと見極め、これを最大限に活かしながら、ADL（食事、排泄等）や IADL（掃除、趣味活動、社会参加等）の日常の生活を自立し継続できるよう推進する。
【は行】	
ピアサポート活動	今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減と認知症当事者の社会参加の促進を図るため、認知症当事者による相談支援を実施すること。
フレイル	加齢とともに心身の運動機能や認知機能等が低下し、心身の虚弱性が出現した状態。
包括連携協定	民間企業等と緊密な相互連携と協働により、県民サービスの向上や地域の活性化、やまがた創生の推進を図ること等を目的として締結する協定。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方と一緒に話し合う場。
【や行】	
山形県運転免許証自主返納者等サポート事業	運転免許証返納後の生活を支えるとともに、運転免許証の自主返納をしやすい環境づくりを促進するために実施している事業。自主返納者の方は、協賛店として県に登録いただいた事業所（店舗）で「運転経歴証明書」等を提示することで、協賛店が独自に設定した、様々なサービスや特典を受けることができる。

用語	解説
山形県介護職員サポートプログラム	介護職員の人材育成及び確保、定着、離職防止を図るため、県及び関係機関・団体（国、市町村、養成・教育機関、施設・事業所、関係団体）による役割分担及び連携・協働により、介護職員をサポートする事業を総合的かつ一体的に実施し、介護職員が安心して介護業務に従事できる体制を構築するもの。
山形県住生活基本計画	人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境を実現することを目的とした計画。令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としている。
山形県地域公共交通計画	山形県の関連計画や各市町村が策定または策定予定の地域公共交通関連計画との連携を図り、県内の地域公共交通全体の持続可能な利便性向上を図るための計画。令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としている。
山形県地域包括ケア総合推進センター	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、市町村等を支援するため、平成27年度に県が設置した機関。地域ケア会議への専門職派遣調整や各種研修会の開催等、市町村や地域包括支援センターを支援している。
やまがた長寿安心プラン	老人福祉法第20条の9に基づき、総合的な高齢者保健福祉施策の基本方向を定める第10次山形県老人保健福祉計画と、介護保険法第118条に基づき、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、介護保険給付等対象サービス量の見込み等を定める第9次山形県介護保険事業支援計画を一体として策定したもの。令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間としている。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

